

【テピアマンスリー今月の話題】2021年5月号

「汚染物質排出許可管理条例」が3月に発効

－排出許可制度を核とした固定汚染源監督管理制度の構築が法制化段階に－

今年1月24日、国務院第117回常務会議で通過した「汚染物質排出許可管理条例」¹（以下、「条例」という）は李克強首相によって署名、公布され、3月1日から施行された。「条例」は汚染排出許可制度を核とし、関連制度との融合・統合により、分散した環境管理制度を生態系環境保護体系に統合し、固定発生源の汚染物質排出の全プロセス管理、汚染物質排出の抑制と生態環境の保護と改善を実現することを目的としている。

「条例」は総則、申請と審査、汚染物質排出管理、監督検査、法律責任、付則6章の計51条で構成。汚染物質排出許可証申請、発行、執行及び汚染物質排出に関する監督管理・処罰などを明確化し、固定汚染源の「ワンライセンス（一証式）」管理を実現するために法的根拠を提供した。

汚染物質排出許可制度は環境保護対策における重要な制度であり、環境管理体系と管理能力の強化、汚染物質排出者責任の着実な実施、汚染物質の排出の抑制、生態環境を改善する中国の戦略的措置でもある。

中国の汚染物質排出許可制度の探索は1980年代に遡ることができる。1988年から「水汚染物質排出許可証管理暫定弁法」と「大気汚染物質排出許可証制度試行工作方案」の制定を受けて、各地での汚染物質排出許可の試行的実施（パイロット事業）が展開された。しかし、当時の汚染物質排出許可制度の位置付けが明確ではなかったため、管理制度の効果は十分に発揮されなかった。その転換期を迎えたのは2010年以降。2015年には中国の多くの地域で広範囲のスモッグが発生し、企業の汚染物質の発生源が不明確であり、管理が不十分などの問題が顕著になった。そのため中国の「大気汚染防止法」、「環境保護法」、「水汚染防止法」が相次いで改正され、汚染物質排出許可制度は環境整備の基礎制度として非常に重要視されてきた。2016年11月、国務院により発表された「規制汚染物質排出許可制実施方案」により「汚染物質排出許可制を固定汚染源環境管理の中核制度にする」として「汚染物質排出許可管理条例の制定」を求めたことを明確にした。汚染物質排出許可制度改革のスケジュールと路線図を設定、汚染物質排出許可制度構築の基礎作業の実施段階に入った。その後、2017年7月に公布された「固定汚染源汚染物質排出許可分類管理リスト」や、2018年1月に公布された「汚染物質排出許可管理弁法（試行）」（以下、「管理弁法」という）により、同制度の基本的な枠組みが確立された。

¹ 「汚染物質排出許可管理条例」 (http://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202101/t20210129_819519.shtml)

今回施行された「汚染物質排出許可管理条例」は、これまでは部門規則として定められていた「汚染物質排出許可管理条例（試行）」²を国务院令に格上げし、汚染物質排出許可制度の内容を確認及び強化したものである。「条例」は「管理条例」と比べると、下記のいくつか重要な指導意見を持つ改正ポイントがあった。

（１）「許可証なしの汚染物質排出」の法律責任の明確化

「条例」の第 2 条は、汚染物質排出許可管理条例を実行する企業、団体及びその他の生産経営者（以下「汚染排出事業者」）は本条例の規定に従って汚染物質排出許可証の取得を申請しなければならない。汚染排出許可証を取得するまでは、汚染物質を排出してはならないと明確に規定した。また、第 33 条は汚染物質排出許可証を取得していない汚染物質の排出行為に対して生産制限、生産停止による整顿、20 万元以上 100 万元以下の過料及び営業停止、閉鎖等の法律責任を規定した。「暫定条例」と比べて、過料の最低ラインを 10 万元から 20 万元に引き上げた。

（２）分類管理制度の実施

「条例」の第 2 条は、「汚染物質の発生量、排出量、環境への影響度などの要素に基づき、汚染物質排出事業者に対して汚染物質排出許可の分類管理条例を実施する。汚染物質発生量、排出量または環境への影響が大きい汚染排出事業者には、汚染物質排出許可の重点管理条例を実行する。汚染物質の発生量、排出量及び環境への影響が小さい汚染物質排出事業者には、汚染物質排出許可の簡略化管理管理条例を実行する。」と規定した。また第 24 条は、「汚染物質の発生量、排出量及び環境への影響がいずれも小さい企業、団体及びその他の生産経営者は、汚染物質排出登記表を記入しなければならない、汚染物質排出許可証の取得申請をする必要がない。」とした。「管理条例」と比較して、「条例」は重点管理条例定義を明確にした上で、簡略化管理管理条例について細分化した。

（３）有効期間、更新と変更事項の明確化

「条例」の第 14 条は汚染排出許可証の有効期間、更新及び変更を明確にした。汚染排出許可の有効期間は 5 年であると一律に規定し、「管理条例」と比較して、初めは 3 年間と更新後は 5 年間の有効期間の区分がなくなった。また、「条例」では汚染許可の更新申請の期限を許可満了の 60 日前までに行う必要があると設定した。

（４）汚染発生源排出口の規範化管理要求

「条例」の第 18 条は、汚染物質排出口の規範化建設を汚染物質排出口管理条例の重要内容と

² 「汚染物質排出許可管理条例（試行）」
(http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bl/201801/t20180117_429828.htm)

して明確にした。条例により、汚染排出事業者は、生態環境主管部局の規定に従って標準化された汚染物質排出口を建設し、標識を設置しなければならない。汚染物質排出口の位置と数量、汚染物質排出方式と排出先は、汚染排出許可証の規定と一致しなければならないと規定した。「管理弁法」にはこの項目の規定はない。

(5) 汚染物質排出事業者が監督検査への協力義務

「条例」の第 26 条は、汚染排出事業者は、生態環境主管部局の監督検査に協力し、状況を正確に伝え、要求に従って汚染排出許可証、環境管理台帳記録、汚染排出許可証執行報告、自主的なモニタリングデータなどの関係資料を提供しなければならない。また、第 39 条は、汚染排出事業者が生態環境主管部局の監督検査への協力を拒否し、或いは監督検査を受けた時に不正行為をした場合、生態環境主管部局は是正を命じ、2 万元以上 20 万元以下の過料を科する。「管理弁法」と比較して、「条例」は汚染物質排出事業者が生態環境主管部門の監督検査に協力する業務と法律責任を明確した。

(6) 日単位の過料を科する措置

「条例」の第 38 条に汚染物質排出事業者の継続的な汚染物質排出の違法行為に対して、連日計過料を科する条文を新たに追加した。これは「中華人民共和国環境保護法」が規定した連日計過料の内容と有効に関連した。

(7) 信用管理の法律責任の導入

「条例」の第 25 条には汚染物質の違法排出処罰決定を国家関連信用情報システムに公表する規定内容が新たに追加された。条文により「生態環境主管部門は、全国汚染排出許可証管理情報プラットフォーム上に法執行検査の時間、内容、結果及び処罰決定を記録し、同時に処罰決定を国家関連信用情報システムで一般に公表しなければならない。」とした。「管理弁法」にはこの項目の規定がない。

本条例の執行は、汚染物質排出許可制度を中心とした固定発生源監督管理制度の構築が法制化段階に入ったと言える。また、生態環境部の発表により、2020 年末まで全国全ての固定発生源の汚染物質排出許可をカバーする作業を完成した。384 万件あまりの汚染物質排出企業が分類され、うち 34 万件ほどの汚染物質排出企業に許可証が発行された。条例が実施された後、許可証を根拠とする企業汚染物質排出、管理部門の監督管理の規範化、企業の環境保護責任の履行、地域環境の改善を促進する役割を発揮することになる。

一方、「汚染物質排出許可管理条例」が施行されるとともに、中国の「全国炭素排出権取引管理弁法（試行）」も今年 2 月 1 日に施行され、電力業界を対象に全国レベルの炭素排出権取引制度の運用がスタートした。全国排出権取引市場は今年 6 月末までにオンライン取

引を開始する予定となった。

一つ言及するに値するのは、全国排出権取引市場の構築と運営を確保するため排出事業者のデータ品質が同様に重要である、ということである。先にスタートした汚染物質排出許可管理情報プラットフォームを利用し、全国排出権取引市場の構築を支援する。汚染物質排出と温室効果ガス排出の情報管理の統合に関する研究等が関連部門より実施された。

「第 14 次 5 ヶ年」計画期は、中国の生態環境保護が汚染物質と炭素削減コベネフィット管理の新しい段階に入るかに期待と注目が集まってきた。

(馮 新玲)

【中国】【環境】「優先評価化学物質スクリーニング技術ガイド規則」意見募集稿を公表

中国生態環境部は2021年5月7日付け、国家環境標準「優先評価化学物質スクリーニング技術ガイド規則」の意見募集稿を公表した。中国では2021年1月1日より新化学物質の環境リスク評価と登録管理を行う「新化学物質環境管理登記弁法」が約10年ぶりに改正、施行された。毎年、新しく開発される新規化学物質の数は増加の傾向にあり、難分解性や健康有害性など環境や人体に危害を与えるリスクを有する物質の総合的かつ有効な管理の徹底が世界的な課題となっている。

中国政府は、欧州の化学物質のリスクアセスメントプロセスである欧州共同体ローリング行動計画（CoRAP：Community Rolling Action Plan）や米国の優先的に評価を行う物質を選定して評価を進めるTSCAワークプラン、日本の化審法の優先評価化学物質の枠組み等を研究してきた。新たな国家環境標準として「優先評価化学物質スクリーニング技術ガイド規則」を制定することで、新規化学物質の登録管理だけでなく既存物質における重点管理対象となる優先管理化学物質リストの整備が進められる見込みである。同意見募集稿は2021年6月18日まで生態環境部のウェブサイト上で関係業界等からのパブリックコメントの受付が行われる。

【中国】【スマート製造】「第14次5カ年スマート製造発展計画」の意見募集稿を公表

中国工業・情報化部は2021年4月14日付け、「第14次5カ年スマート製造発展計画」の意見募集稿を公表した。先ごろ公表された「国民経済社会発展第14次5カ年計画及び2035年長期目標綱要」及び「第14次5カ年製造業高品質発展計画」に示された中国製造業界のスマート化発展を加速するため本発展計画を策定するとしている。同意見募集は2021年5月13日まで工業・情報化部ウェブサイト上でパブリックコメントの受付が行われた。

同発展計画では以下の項目が2025年までの目標として示された。

「第14次5カ年スマート製造発展計画」2025年までの目標

No.	テーマ	具体的な目標
1	発展方式の明確なグレードアップが図られる	<ul style="list-style-type: none">一定規模以上の製造企業のスマート製造レベル2以上の割合が50%に到達する（注）重点業界及び区域においてはスマート製造レベル3の割合がそれぞれ20%と15%に到達する製造業の生産効率、良品率、資源エネルギー利用率などが大幅に向上する
2	供給能力の明確な増強	<ul style="list-style-type: none">スマート製造設備及び関連のソフトウェア技術のレ

	が図られる	<p>ベルが著しく向上し、国内市場における満足度がそれぞれ 70%と 50%に到達する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業収入が 50 億元 (約 800 億円) 以上のシステムソリューション提供企業が 10 社以上形成される
3	産業インフラが強固に形成される	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマート製造分野の公共サービスプラットフォームとインターネット上のサービスネットワークを形成 ・ 200 以上のスマート製造関連の国家標準及び業界標準を制定 ・ 120 以上の製造業界に影響力を有する工業インターネット上のサービスプラットフォームを整備

(注) 中国政府は 2020 年 10 月、「スマート製造能力成熟度モデル」GB/T39116-2020 及び「スマート製造能力成熟度評価方法」GB/T39117-2020 の 2 つの国家標準を公布。製造企業のスマート製造能力の成熟度を最も初歩的なレベル 1 から業界トップクラスのレベル 5 までの 5 段階にスコア化するモデルを導入している。

【中国】【エネルギー】2021 年のエネルギー活動目標示す

中国国家能源局は 2021 年 4 月 22 日、「2021 年エネルギー活動指導意見」(4 月 19 日付) をとりまとめ公表した。³

それによると、2021 年は「第 14 次 5 ヶ年」計画期のスタート年であるとしたうえで、2021 年の主な目標として、エネルギー構成に占める石炭消費の割合を 56%以下に下げるとともに、電気エネルギーへの代替を 2000 億 kWh 程度増加させ、電気エネルギーの最終エネルギー消費に占める割合を 28%程度に引き上げると見込んだ。また、全国のエネルギー生産量を標準炭換算で 42 億トンにするとしたうえで、石油の生産量は 1 億 9600 万トン、天然ガスの生産量を 2025 億立法メートル、非化石エネルギーを使った発電所の設備容量を 11 億 kW 程度にするとした。国内総生産あたりのエネルギー消費量を 3%程度引き下げるとともに、風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用率の水準を高く保持する目標も掲げた。

新エネルギーを主体とした新しいタイプの電力系統の建設を積極的に進める。具体的には、北京、上海、天津、重慶、広州、深圳等を試験都市として、部分的な電網建設を進め、緊急時用ならびにピーク電力調整能力を構築する。また、30 万 kW 級と一部 60 万 kW 級の石炭火力ユニットの柔軟な改造を進める。

クリーンで低炭素という発展のスタイルを追求する方針も示した。炭素排出のピークア

³ 「国家能源局关于印发《2021 年能源工作指导意见》的通知」
(http://www.nea.gov.cn/2021-04/22/c_139898478.htm)

ウトとカーボンニュートラルを達成するという要求を着実に実施するため、エネルギーの生産と消費革命を進め、再生可能エネルギーの質の高い発展をはかり、エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を大幅に引き上げ、化石エネルギーの消費量を抑制する考えも明らかにした。具体的には、「2021年の風力発電、太陽光発電の開発建設に関連した事項に関する通知」を發布し、2021年の風力発電と太陽光発電電力量が全体の電力消費量に占める割合を11%程度にするとしている。また、主要流域における水力発電所の建設をしっかりと進め、白鶴灘水力発電所の初号機を完成させることを見込んでいる。

原子力発電所については、安全を確保することを前提に秩序正しく積極的に開発を進めるとした。また、条件に適合した太陽熱発電所の実証プロジェクトについては、できるだけ早く建設し、送電網に組み込むとした。チベット等における地熱発電所の実証プロジェクトについても研究、着手する。バイオマスエネルギーの開発利用も秩序だてて推進する。

【中国】【ウラン】海水ウラン抽出実用化めざし連盟設立

「中国海水ウラン抽出技術イノベーション連盟」理事会の設立大会が2021年4月29日に開催された。設立を主導した中国核工業集团有限公司が同30日に明らかにした。大学や研究開発機関など国内の23機関が参加している。⁴

同連盟の理事長に就任した中国核工業集団の曹述棟副総経理は、炭素の排出量削減の機運が高まるなかで、原子力発電の急速な発展が見込まれているとしたうえで、天然ウラン資源に対する需要はますます大きくなるとみられ、海水中に含まれるウランの抽出が国の安全保障にとっても重要になると指摘した。

海水ウラン抽出技術イノベーション中長期発展計画では、海水ウランの抽出材料や設備の研究・製造及び性能の検証を行うことによって海水ウランの工業化を実現し世界的に見てもトップ水準の目標を達成することを定めた。2021年から2050年を見据えて3段階の技術戦略路線を採用し、各段階の研究目標や技術指標、研究の重点などを詳細に定める方針を明らかにしている。

【中国】【再エネ】風力と太陽光の2021年計画で意見聴取

国家能源局は2021年4月19日、一般からの意見聴取のため「2021年の風力発電、太陽光発電の開発建設関連事項に関する通知（案）」を公表した。⁵

⁴ 「重磅！海水提铀技术中长期发展规划正式发布」

(<http://www.cnnc.com.cn/cnnc/300555/300557/566475/index.html>)

⁵ 「国家能源局综合司关于对《关于2021年风电、光伏发电开发建设有关事项的通知（征求意见稿）》公开征求意见的公告」(http://www.nea.gov.cn/2021-04/19/c_139890241.htm)

通知（案）は、風力発電と太陽光発電も新たな段階に入るとしたうえで、風力発電と太陽光発電の質の高い発展を継続して推進するための方策を示した。炭素の排出目標を達成するとともに2030年における一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を25%程度にするため、風力発電と太陽光発電の設備容量を12億kW以上にするという目標を再確認したうえで、2021年には全体の電力消費量に占める風力発電と太陽光発電の割合を11%程度にしたあと、2025年までに16.6%程度に引き上げる方針を明らかにした。

通知(案)によると、目標の誘導と責任の分担原則にしたがい、省レベルの行政区画の再生可能エネルギー電力消費責任加重を制定、公布し、省レベルのエネルギー管理部門がそれぞれの加重責任に応じて、当該省や区、市の風力発電ならびに太陽光発電プロジェクトの建設と省をまたがった電力の取引を積極的に推進するとしている。このほか、家庭用の太陽光発電の建設を着実に推進するという内容などを盛り込んだ。

【中国】【エネルギー】広西自治区が原発大幅拡大へ

広西壮族自治区政府はこのほど、「国民経済社会発展第14次5ヵ年計画と2035年の長期目標綱要」を公表し、クリーンエネルギーの積極的な開発を進めるとしたうえで、水力発電の開発を深く掘り下げるとともに先進的な原子力発電を安全かつ妥当に開発し、陸上の風力発電と太陽光発電を積極的に開発する方針を打ち出した。2021年5月17日付『能源網』が伝えた。⁶

同綱要ではエネルギー重大プロジェクトをリストアップしており、この中には防城港紅沙原子力発電所Ⅱ期プロジェクトと同Ⅲ期プロジェクト、白龍原子力発電所Ⅰ期プロジェクトが含まれている。また、新エネルギーについては、洋上風力発電、陸上風力発電、太陽光発電、農林バイオマス発電、ごみ発電、バイオガスプロジェクトなどを進める。送配電網については、新江、鳳凰、白鷺等の500kV重点送・変電プロジェクトを建設するほか、負荷集中地域のグリッド構造を重点的に強化する。また、利華や雪蓮、陳双等の220kVの送・変電プロジェクトを建設する。

天然ガスについては、広西域内の西ライン、東ライン、北ライン（北海-玉林-梧州-賀州）等の省間パイプライン等を建設するとしている。LNG関係では、北海LNGⅡ期とⅢ期プロジェクトに加えて、防城港LNGⅡ期プロジェクトと欽州LNGプロジェクトを建設する。

【ベトナム】【環境】国内カーボンクレジット取引市場の準備着々と

ベトナムで独自のカーボンクレジット取引市場を構築する動きが見られる。

⁶ 「广西“十四五”规划中的核电项目」(<https://www.china5e.com/news/news-1114692-1.html>)

2020年11月に可決された「2020年環境保護法」⁷で、温室効果ガス削減義務とカーボン市場導入が初めて定められた。温室効果ガスを排出する施設（事業所）の排出削減の責任として、①温室効果ガス排出量測定とデータシステムの構築を行い2年に1回、天然資源環境省（MONRE）に報告すること、②毎年の温室効果ガス排出削減計画と実施、③毎年排出削減実施状況と削減量を報告することが示された（第91条）。また、これら温室効果ガス削減義務のある施設が、ベトナム国内と国際的なカーボン取引市場での取引することによりオフセット可能とすることが記載された。

ファイナンスとSDGsプロジェクトの出会いの場として、ブロックチェーン4.0技術を駆使した市場導入を目指しており、カーボンクレジット取引のほか、グリーン証書、グリーンボンドの取引市場導入も検討されている⁸。4月23日には、「カーボンクレジット市場-ベトナムのグリーン・フィンテックの将来」と題されたフォーラムが開催され、国民経済大学 Dang Anh Tuan 銀行・財政研究所副所長、Luong Thai Bao ファイナンステクノロジープログラム委員長らが、現状のベトナムのカーボンクレジットは第三者である海外の組織任せであり国内独自の取引市場導入の重要性を学生に向けて語った。

「2020年環境保護法」は未施行であり、排出計算方法やクレジット取引市場等の具体実施方法等については今後、詳細のルールが検討発表されていく予定だ。

⁷ 2020年11月17日法律第/2020/QH14号

⁸ Tai nguyen& Moi truong

(<https://baotainguyenmoitruong.vn/san-giao-dich-thi-truong-carbon-huong-toi-nen-kinh-te-xanh-323197.html>)